

ヒューマンライツ・ナウと 市民をつなぐ懸け橋に



鈴木麻子氏（ヒューマンライツ・ナウ事務局、弁護士）

2000年に東京大学へ入学し、在学中に司法試験に合格。合格後、青法協の祝賀会で出会った若手弁護士らに誘われて、イラク民衆法廷の活動に参加し、国際人権や平和運動に関わる弁護士の姿に感銘を受ける。2005年に第59期司法修習生として司法研修所へ入所。2006年10月に川崎合同法律事務所へ入所。現在は、一般民事・刑事事件（家事事件が多数）に取り組む傍ら、米兵犯罪国家賠償請求弁護団や「神奈川こころの自由裁判」弁護団などの集団訴訟に関わり、また、HRN事務局広報係としても活躍。

司法修習中にヒューマンライツ・ナウの設立に参加され、現在も事務局広報係として活躍されている、弁護士の鈴木麻子先生にお話を伺いました。

Q1

現在は、国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウで活動されていますが、関わることになったきっかけは何だったのでしょうか？

高校のときに英語や世界史が好きで、将来は、国際的な仕事がしたいと思っていたので、大学は法学ではなく、国際関係を学ぶ学科を選びました。国際関係を勉強し始めたばかりのころ、大学2年のときに、アメリカの同時多発テロが起きて、その後、アメリカによるアフガン侵攻があり、さらに、2003年にはイラク戦争がはじまりました。私は、戦争には反対だったのですが、特に何か反対運動をしたわけでもなく、戦争がはじまれば多くの市民が犠牲になるだろうな、と思いながらも、ただ、ニュースを見ているだけでした。実際、戦争がはじまり、多くの、本当に多くの市民が殺されることになりました。それに対して自分は何もできなかったことにわだかまりを感じ、人が殺されようとしているのに自分は何もしなくてもよいのかと、平和や国際人権に対する問題意識が芽生えました。ちょうど司法試験の勉強をしていたころのことです。

その後、司法試験に合格し、合格発表会場で配布していたチラシで知った青年法律家協会の合格祝賀会に参加した際に、アフガニスタン民衆法廷¹に関わっている若手弁護士の話聞いて、次に行われるイラク民衆法廷の誘いを受けました。そのときにはじめて、自分の問題意識となっていた平和や国際人権といった国際的な課題に取り組んでいる弁護士がいることを知りました。民衆法廷の活動に参加し、イラクの方の生の声や、映像を見聞きし、大変な衝撃を受けたのを覚えています。また、ふだんは一般事件で忙しいはずの弁護士が、民衆法廷のために夜中まで準備をして、熱心に議論する姿は、大変刺激的で、自分もこういう弁護士になりたいと思うきっかけになりました。

そして、司法修習中に、イラク民衆法廷のときに知り合った土井香苗弁護士から、国際人権活動に取り組むNGOを今度立ち上げることになったので

一緒にやらないかと誘いを受けて、自分の問題意識と合っていたことと、NGOの立ち上げという未知の世界に興味があったことから、HRNの立ち上げ当初から活動に参加することになりました。

- 1 **【民衆法廷】** 実際に起きた戦争・紛争に関わる犯罪について、市民やNGO、有識者などが中心となって行う模擬法廷。1966年、ベトナム戦争の際に哲学者ラッセルが提唱して、哲学者サルトルを執行裁判長として開かれた「ラッセル法廷（ラッセル・サルトル法廷）」にはじまり、湾岸戦争に際して、ブッシュ大統領（父親）の戦争犯罪を裁くために、アメリカ元司法長官のラムゼー・クラークが呼びかけた「クラーク法廷」などが有名である。日本では、2002年にアフガニスタン国際戦犯民衆法廷が、2004年にイラク国際戦犯民衆法廷が開かれ、多くの市民や弁護士が参加した。

Q2 具体的にはどのような活動をされているのでしょうか？

HRNは、組織としての中核業務を担う事務局と、個々の問題に対処するためのプロジェクトチームがありますが、私は、主に、事務局の中で広報を担当しています。具体的な活動としては、HRNが開催する各種イベントの準備、ホームページの更新、ニュースレターの発行作業などで、広告業界で働く方にボランティアでお手伝いをお願いしたり、雑誌への記事掲載を依頼したりという活動も行っています。現在、NRNでは、カンボジアのクメール・ルージュ特別法廷、ビルマの軍事政権による人権侵害、アジア地域の女性に対する暴力、児童労働、人身売買など、各分野のプロジェクトチームがあり、先端的な議論がなされていますが、国際人権法の専門用語が飛び交い、一般の方には理解しにくいところもあるかと思います。しかし、現に起こっ

ている深刻な人権侵害の実態を多くの人に知ってもらい、声をあげ、行動することによって現状を変えていくことを活動方針とする HRN としては、一般の方に活動内容を理解してもらうことが不可欠です。そこで、各プロジェクトの最先端の議論やレポート、団体の活動内容などを一般の方にわかりやすいように「翻訳」し、伝えて、共感していただくという広報の役割はとても重要だと思っています。人に伝えるためには、まず、自分が本質を理解し、その上で、伝えたい相手の目線にたつことが求められるので、とてもクリエイティブな作業だと思っています。

Q3 活動を通して感じたことは何でしょうか？

(1) HRN のニーズ

HRN が設立されるまでは、平和や開発、各種の国際的な社会問題に対して、人権という視点から取り組む団体は日本には多くありませんでしたので、多方面から HRN のニーズを感じます。

例えば、アジア諸国の人権団体から提携して活動して欲しいという要望が多く寄せられます。日本は、アジア諸国に莫大な ODA を行っていることから、日本のアジア諸国に対する発言力は欧米諸国と比しても、かなりの影響力を持っています。そこで、アジア諸国の人権団体としては、アムネスティ・インターナショナルやヒューマン・ライツ・ウォッチなどの欧米系の国際人権 NGO だけでなく、日本発の NGO と提携して活動することで、自国の人権侵害の状況改善につなげていきたいと考えているのだと思います。

また、HRN は、設立してまだ3年ですが、国内外から多くのインターンの方が常時参加して勉強をしたり、活動の手伝いをしてくれています。これも、日本というアジアの中での発言力の強い国にある国際人権 NGO ということに興味関心をもってもらっているということであり、HRN の存在意義が認められた結果の一つであると思っています。

(2) 人権意識を変える必要性

国際人権分野に限ったことではないですが、人権活動をしていると、一般の方々への「人権」に対する意識を変える必要性を感じます。

「人権」というと、「被告人の人権」や「労働者の人権」というイメージが先行して、“悪い人を擁護する論理”とか“過激な行動の原理”などというように、不当な利益を主張するときに使われるキーワードと捉えられたり、また、「子どもの人権」「女性の人権」「高齢者の人権」などということから、特に弱い人のための考え方というイメージを持っている人がまだまだ少なくありません。しかし、「人権」とは、そもそも人間であるというそれ自体によって全ての人が有しているものであり、「人権」について語ることは、すべての人が生きやすい世界を創るために必要なことだと思います。HRN の活動を通じて、私自身も、常に、「人権」とは何かということを考え続けているところです。HRN の理事長の阿部浩己先生が、抽象的な「人権」を振りかざすのではなく、個別具体的な人権侵害の痛み・苦しみに同じ人間として共感し、連帯することから「人権」というものを考えていく必要があると指摘していますが、そのとおりだと思います。

(3) 人権活動の意義

また、特に国際的な人権擁護活動を行っている、「そんなことをしても、人権侵害状況は何も変わらないから、意味がない」と言う人もいます。

しかし、問題に対して行動を起こしても現状が変わらないとしても、それは、その行動に影響力がないことを意味するのではなく、その行動によってそれ以上に悪い状態に陥っていない、その行動によって侵害行為にかろうじて歯止めがかかっている、というふうに考えられると思っています。人権侵害が誰の目にもさらされずにいれば、それはエスカレートし続けます。人権侵害の状況を調査し公表し、白日の下にさらすことで、少なくとも被害者はよりひどい侵害行為をすることにためらいを感じるはずです。人権擁護活動を行っても変わらない現状があっても、なおかつ、その活動には意義があるということをご一般の方にも広く伝えていきたいと思っています。

Q5 今後の展望を教えてください。

この3年間で、HRNの活動の幅はずいぶんと広がりました。会員もスタッフも増え、メディアで取り上げられることも増えています。HRNとしてやりたいことや求められていることはたくさんあるけれども、マンパワーや財政がついていかない状況があるので、これからも広報活動などを通じて、組織を支える役割を担っていきたいです。また、国際人権法などを専門的体系的に勉強したり、英語の勉強をしたりして、いずれは、HRNのプロジェクトチームの現地調査にも参加できるようになりたいと思っています。

さらに、HRNの活動に限らず、平和問題や憲法9条の問題にも積極的に

取り組んでいきたいです。

Q5 最後に、これから法曹になる人達に一言お願い致します。

関心のある分野を持っている人は、はじめから、少しでも何らかの形で実際にその問題に関わって欲しいと思います。いつかやろうと思っていても、弁護士業は次から次へと仕事が増えて結局できずに終わってしまうことが多いです。これだけはやりたい、と決めたことは、そのために意識的に時間と労力を割くようにするのがよいと思います。そして、やると決めたことは中途半端にせず、やり遂げて欲しいです。

また、虐げられている者と虐げている者がせめぎ合っているという構図を持つ問題では、ぜひ、虐げられている側に立ち、力を発揮して欲しいと思います。虐げられている側の主張を通すことは大変な努力が必要ですが、その努力が報われたときの感動や、あるいは、報われなかったときの悔しい思いなどは、弁護士しか味わえない貴重な経験だと思います。ぜひ、みなさんにもそれを味わって頂きたいです。

国際人権問題についていえば、人権問題に取り組むときのメンタリティとしては国内も国外も変わらないと思うので、ぜひ、国外にも目を向けて国際人権問題にも取り組んで欲しいと思います。

[文責：久保田明人]